

萩原久美子 下関市立大学経済学部教授

# トランプ政権下での労働運動

トランプ政権はその誕生以来、オバマ政権のシグニチャーとも言える労働政策を次々と後退あるいは白紙撤回させてきた。たとえばホワイトカラー・エグゼンブションの見直しがそうだ。残業手当の支給制限対象となる年収を2万3660ドル以上から4万7476ドル以上へと引き上げる運用規則の適用は延期された。アコスタ労働長官は引き上げの方針を表明しているものの3万3000ドル程度にとどまると言われている。連邦最低賃金の引き上げも阻止した。2013年以降、南部・中西部では連邦最低賃金で設定された額を超えて自治体が最低賃金を設定することを無効とする州が増加しており、現行7.25ドルから10.10ドルへの引き上げは労働者の所得増へと直結する政策だった。

トランプ政権はさらに踏み込む。今年10月、米連邦最高裁は使用者と個別労働者との仲裁合意において集団訴訟の権利放棄が違法か否かを問う審理を開始した。全国労働関係委員会(NLRB)は、使用者側が労働者側に集団訴訟の権利放棄を義務づける雇用契約は無効だとの立場だが、トランプ政権はその方向転換を狙う。労働裁判はコストも時間もかかり、特に集団訴訟で敗訴した場合の企業側への打撃は大きいためだ。

そもそも1991年の連邦最高裁判決で、使用者と個別労働者の仲裁合意があれば仲裁付託を強制され、裁判所への提訴ができなくなるとの判断をしたことから、雇用契約締結時に仲裁合意への署名を求める動きが企業の間で広まった。合意しなければ雇用されない以上、労働者側にとって「強制」を意味する。EPI (Economic Policy Institute)によれば、労働者

はぎわら くみこ

一橋大学大学院社会学研究科博士課程単位取得退学。専門分野は労働社会学、人事労務管理論、社会政策のジェンダー分析。生活経済政策研究所主任研究員、東京大学社会科学研究所特任助教などを経て現職。

著書に『復興を取り戻す——発信する東北の女性たち』(2013年、岩波書店、共編)、『「育児休職」協約の成立——高度成長期と家族的責任』(2008年、勁草書房)、『迷走する両立支援——いま子どもをもつて働くということ』(2006年、太郎次郎社エディタス)など。

の56%にあたる約6000万人が仲裁合意によって賃金や昇進、休暇など雇用問題に関する提訴の機会を奪われており、うち約2500万人が集団訴訟への権利を放棄させられている。

労働組合への攻撃も本格化している。今年2月、共和党議員から連邦下院議会に「労働権法案（RTW・Right to Work）」が提出された。「労働権」の名の下に労働組合加入に関する選択と自由の保護を求め、ユニオン・ショップ協定やエージェンシー・ショップ協定を通じた組織強制の禁止や労働組合費のチェックオフの禁止を具体的な目的としている。これにより、労働組合は非組合員のフリーライドによる組織凝集力の低下、財政基盤の弱化にさらされることになる。州レベルでは28州がRTWを法制化しているが、これを全米に、との狙いは、連邦レベルでは廃案になってきた。だが、今回は違う。連邦議会では下院・上院ともに共和党が過半数を占めている。

この動きと平行して米連邦最高裁でも、RTWを推進する民間団体「全米労働権委員会」による司法支援を受け、福祉部門で働く公務員による公共部門での組合費の強制徴収は憲法修正第1条（信教・言論・出版・集会の自由・請願権）違反であるとの提訴があった。

アメリカの労働組合の組織率は10.6%（2016年）。大規模公共事業への投資による雇用増、自由貿易協定からの離脱による製造業の保護といったトランプ大統領の公約は建設労働組合や、製造関連の労組を惹きつけ、アメリカ労働運動は分断されているという見方もある。そもそもその集団的労使関係制度の限界や「労働組合」という組織の歴史的使命の終焉といった言説を、導き出すこともできるだろう。

しかし、日本の私たちが忘れがちなのは、アメリカにおける労働組合へのバッシングは、女性労働者に対するバッシングであり、移住労働者を含む非白人系労働者へのバッシングであるということだ。労働組合の7割が依然として男性正社員で占める日本とは異なり、アメリカの労働組合員では女性が約半数にのぼり、組合員の約4割は非白人系の労働者だ。

かつてアメリカ労働運動の中心となった製造・運輸は2割に満たず、主流は約4割を占める教育、医療サービス部門にある。その多くの職種は低賃金で、公共部門には女性や非白人系の労働者が多く、また不安定な雇用で働いている。そう考えれば労働組合への攻撃は既存の労使関係制度の「揺らぎ」「退潮」という分析対象ではなくなる。これは広義の「ケア労働」への攻撃であり、生活とコミュニティの持続可能性を絶つ行為だ。だからこそ、労働組合の「10.6%」は潜在的にトランプ政権が脅威と感じる力を秘め、広く労働者の置かれた現状と切り結ぶ方策を模索している。

本特集号ではカリフォルニア州を拠点とする労働運動の担い手3人から寄稿いただいた。トランプ政権とは労働者、女性、移民にとっていかなる経験であるのか。ケント・ウォン氏が勢いある筆使いで一気に伝えてくれる。ヘスター氏はケア労働者で作る労働組合に対する攻撃の現状を紹介、ソンティ氏はトランプ政権下で膨張する「ファンド」について解説する。3人はトランプ政権下での移民政策とも対峙するアジア系の活動家でもある。最後に山崎憲氏が団体交渉制度による利害調整を超えた労働運動のありかたを「社会契約」という概念で日本への示唆として提起する。■